

施術所開設、出張施術、滞在施術に関する 手続きの手引き

秋田県

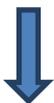
目次

1. 施術所に関する手続き	2
(1) 開設する場合	2
① 開設までのながれ	2
② 開設に必要な書類	3
③ 構造設備基準	4
④ 施術所の平面図の書き方	5
⑤ 広告できる内容	6
(2) 変更があった場合	8
① 変更に応じた必要書類	8
② 変更に応じた必要資料	9
(3) 休止、廃止または再開する場合	9
2. 出張施術に関する手続き	10
(1) 開始する場合	10
(2) 休止、廃止、再開する場合	11
3. 滞在施術に関する手続き	11
施術所の平面図の書き方	12

1. 施術所に関する手続き

(1) 開設する場合

① 開設までのながれ

時 期	内 容	
開 設 前 	保健所への事前相談 電話予約をお願いします	○開設届の素案を作成し、保健所(※)へご相談下さい。 ○構造設備が法律上の要件を満たしているか等を確認します。
開設後 10 日以内 	開設届の提出	○事前相談での指導をふまえ、開設届を保健所窓口へ提出して下さい。
届 出 後	現 地 調 査	○保健所職員が施術所に出向き、届出内容と相違ないか等を確認します。

※担当保健所

施術所の所在地によって、提出先が異なりますのでご注意ください。

施術所の所在地	届出先	所在地	電話番号
大館市、鹿角市、小坂町	大館保健所	大館市十二所字平内新田 237-1	0186-52-3952
北秋田市、上小阿仁村	北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76 番地の1	0186-62-1165
能代市、藤里町、三種町、八峰町	能代保健所	能代市御指南町1番10号	0185-55-8023
男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町 井川町、大潟村	秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋古開172 番地1	0188-55-5171
由利本荘市、にかほ市	由利本荘保健所	由利本荘市水林408番地	0184-22-4120
大仙市、仙北市、美郷町	大仙保健所	大仙市大曲上栄町13番6 2号	0187-63-3403
横手市	横手保健所	横手市旭川一丁目3番46 号	0182-32-4006
湯沢市、羽後町、東成瀬村	湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1番 10号	0183-73-6155

所在地が秋田市の場合は、秋田市保健所（電話 018-883-1170）にお問い合わせください。

②開設に必要な書類

必要書類
施術所開設届出書（様式第1号） 保健所受付済みの届出書が必要な方は、「施術所開設届」を正副2部提出してください。2部のうち1部（副本）は受付印を押してお返ししますので、開設者において保管をお願いします。
開設者（法人を除く）の本人確認書類（運転免許証等※）
業務に従事する施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※）の写し
業務に従事する施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※）原本 （保健所職員が確認後、返却します。）
施術所の平面図（別紙例参照）
＜開設者が法人の場合＞ 定款、寄附行為、全部事項証明書のいずれか（定款及び寄附行為には法人代表者の原本証明が必要です。）

※本人確認書類の例

運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証、年金証書、雇用保険被保険者証など

③ 構造設備基準

施術所には構造設備に関する基準が設けられています。開設にあたっては、次の事項に適合するようにして下さい。

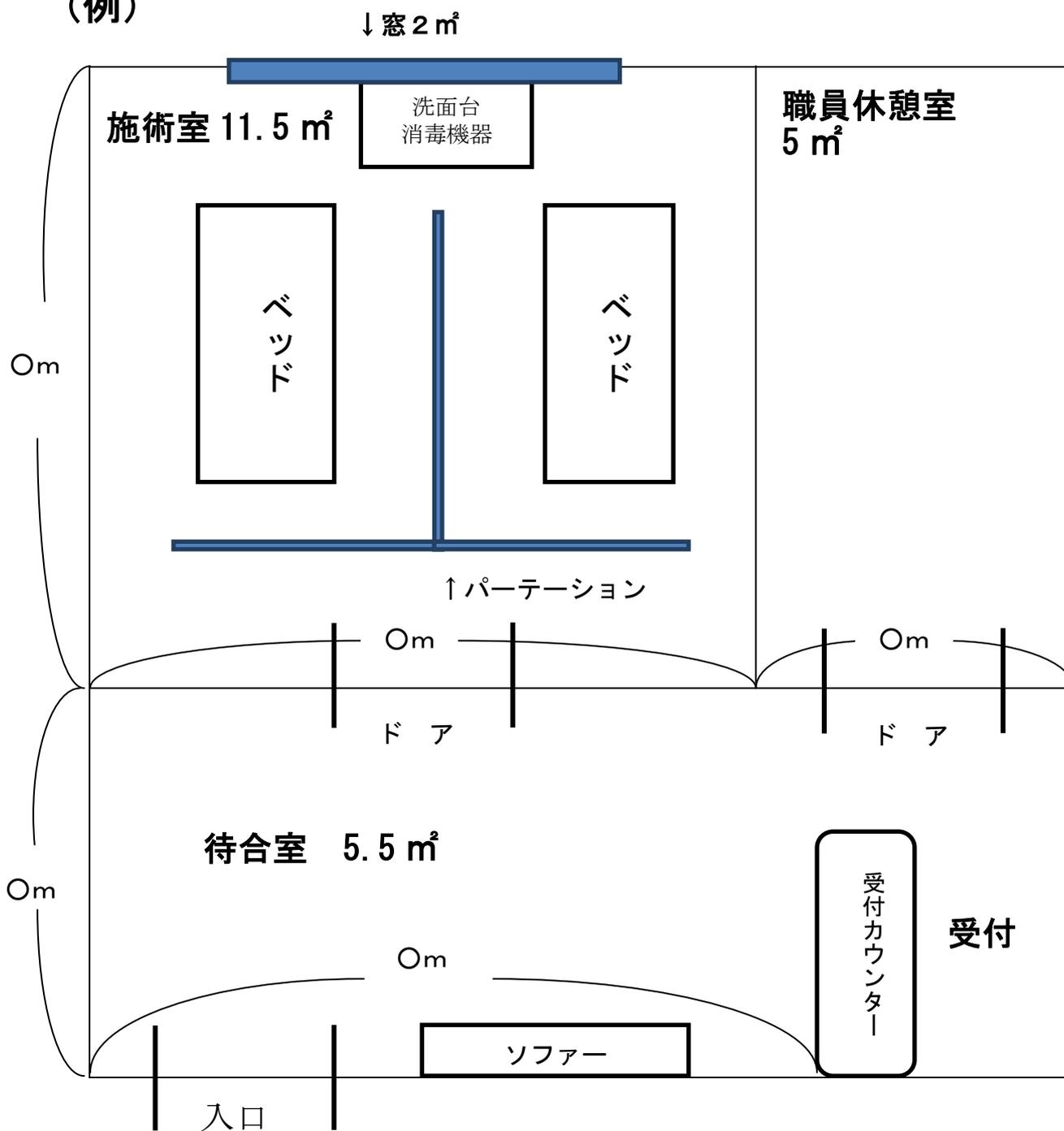
あはき法：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律
 あはき規：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則
 柔整法：柔道整復師法、柔整規：柔道整復師法施行規則

施術所全体	<p>② 常に清潔に保つこと。</p> <p>②採光、照明及び換気を充分にすること。</p>
あはき法第9条の5第2項 あはき法規第26条 柔整法第20条第2項 柔整規第19条	
施術室・待合室	<p>①6.6㎡以上の面積を有する専用の（※）施術室であること。</p> <p>※あはきと柔道整復の施術所を併設する場合はそれぞれ別個の施術室が必要です（ただし、施術者が1名のみの施術所である場合は、同一の施術室でも構いません）。</p> <p>②室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること。</p> <p>③ 3.3㎡以上の面積を有する待合室であること。</p> <p>④ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。</p>
あはき法第9条の5第1項 あはき法規第25条 柔整法第20条第1項 柔整規第18条	
注意点	<p>○施術室 専用性の確保のため、他の部屋とは壁・パーティション等で完全に区切って下さい。</p> <p>○プライバシーへの配慮 利用者のプライバシーの保護に配慮して、ベッド間にカーテンやパーティションを設けることが適当です。</p>

④ 施術所の平面図の書き方

室名、平米数、窓の位置、換気装置の位置、消毒設備の位置、ベッドの配置、構造等を記載して下さい。

(例)



※鉄骨コンクリート造

⑤広告できる内容

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうに関する法律第7条及び柔道整復師法第24条において、施術所については次の事項のみ広告できるとされています。

(1) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術所

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項

- ・ もみりょうじ
- ・ やいと、えつ
- ・ 小児鍼（はり）
- ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- ・ 予約に基づく施術の実施
- ・ 休日又は夜間における施術の実施
- ・ 出張による施術の実施
- ・ 駐車設備に関する事項

※ 1から3に掲げる事項について広告をする場合にも、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

(2) 柔道整復の施術所

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項

- ・ ほねつぎ（又は接骨）
- ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- ・ 予約に基づく施術の実施
- ・ 休日又は夜間における施術の実施
- ・ 出張による施術の実施
- ・ 駐車設備に関する事項

※ 1 及び 2 に掲げる事項について広告をする場合にも、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

(2) 変更があった場合

① 変更に応じた必要書類

変更内容	必要書類
従事者の変更 (例)従事者の増員、退職	
業務の変更 (例)はりのみだったが、マッサージも開始*	
構造や設備の変更 (例)間取りを変えた、ベッドを増やした	・施術所届出事項変更届出書 (様式第2号)
開設者の姓、住所(法人の名称、所在地)の変更 (例)開設者が改姓、転居した	・届出日:変更後10日以内
施術所の名称 (例)〇〇鍼灸院⇒△△鍼灸院	
施術所の移転 (例)〇町1丁目2番1号⇒△町3番地	・変更前の施術所の廃止届 (様式第3号)
開設者の変更 (例)秋田 剛⇒山王 悟	・変更後の施術所の開設届 (様式第1号) ・届出日:変更後10日以内

* あはきの施術所が柔道整復業を開始する場合、柔道整復の施術所があはき業を開始する場合は、それぞれの開設届が必要になります。

②変更に応じた必要資料

1. 従事者に変更があった場合
業務に従事する施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※）の写し
業務に従事する施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※）原本 （保健所職員が確認後、返却します。）
2. 構造設備に変更があった場合
施術所の平面図（新旧両方）
3. 開設者（個人）、従事者の姓に変更があった場合
戸籍謄本、運転免許証など改姓が確認できる行政機関が発行した書類
4. 開設者（法人）の名称、所在地に変更があった場合
登記簿謄本、新旧両方の定款又は寄附行為のいずれか
5. 住居表示の変更があった場合
住居表示に関する市町村からの通知書

※本人確認書類の例

運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証、年金証書、雇用保険被保険者証など

（3）休止、廃止または再開する場合

休止、廃止または再開に必要な書類

○届出日：施術所を休止、廃止または再開した日から10日以内

○届出書類：施術所休止（廃止、再開）届出書（様式第3号）

2. 出張施術に関する手続き

出張のみによって、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの業務を行う方は、届出が必要です。

(1) 開始する場合

- 届出先：お住まいの市町村を担当する保健所（P. 2の担当保健所の表のうち「施術所の所在地」を「お住まいの市町村」と読み替えてください。）
- 届出日：業務を開始した日から10日以内
- 届出書類：出張専業施術業務開始届出書（様式第4号）
- 注意事項：
 - ・ 施術所に従事する方が、施術所の業務で出張を行う場合は届出不要です。

出張施術に必要な書類

出張専業施術業務開始届出書（様式第4号）
施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※）の写し
施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※）原本 （保健所職員が確認後、返却します。）

※本人確認書類の例

運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証、年金証書、雇用保険被保険者証など

(2) 休止、廃止、再開する場合

- 届出先：お住まいの市町村を担当する保健所（P. 2の担当保健所の表のうち「施術所の所在地」を「お住まいの市町村」と読み替えてください。）
- 届出日：業務を休止、廃止または再開した日から10日以内
- 届出書類：出張専門施術業務の休止（廃止、再開）届出書（様式第5号）

3. 滞在施術に関する手続き

県外にお住まいの方が、県内の旅館等に滞在（※）してあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの業務を行う場合は、届出が必要です。

（※この滞在は、県内において、秋田市にお住まいの方が、秋田市外の旅館等に滞在する場合も（その逆の場合も同様に）該当します。）

- 届出先：滞在中業務を行う市町村を担当する保健所（P. 2の担当保健所の表のうち「施術所の所在地」を「業務を行う市町村」と読み替えてください。）

滞在施術に必要な書類

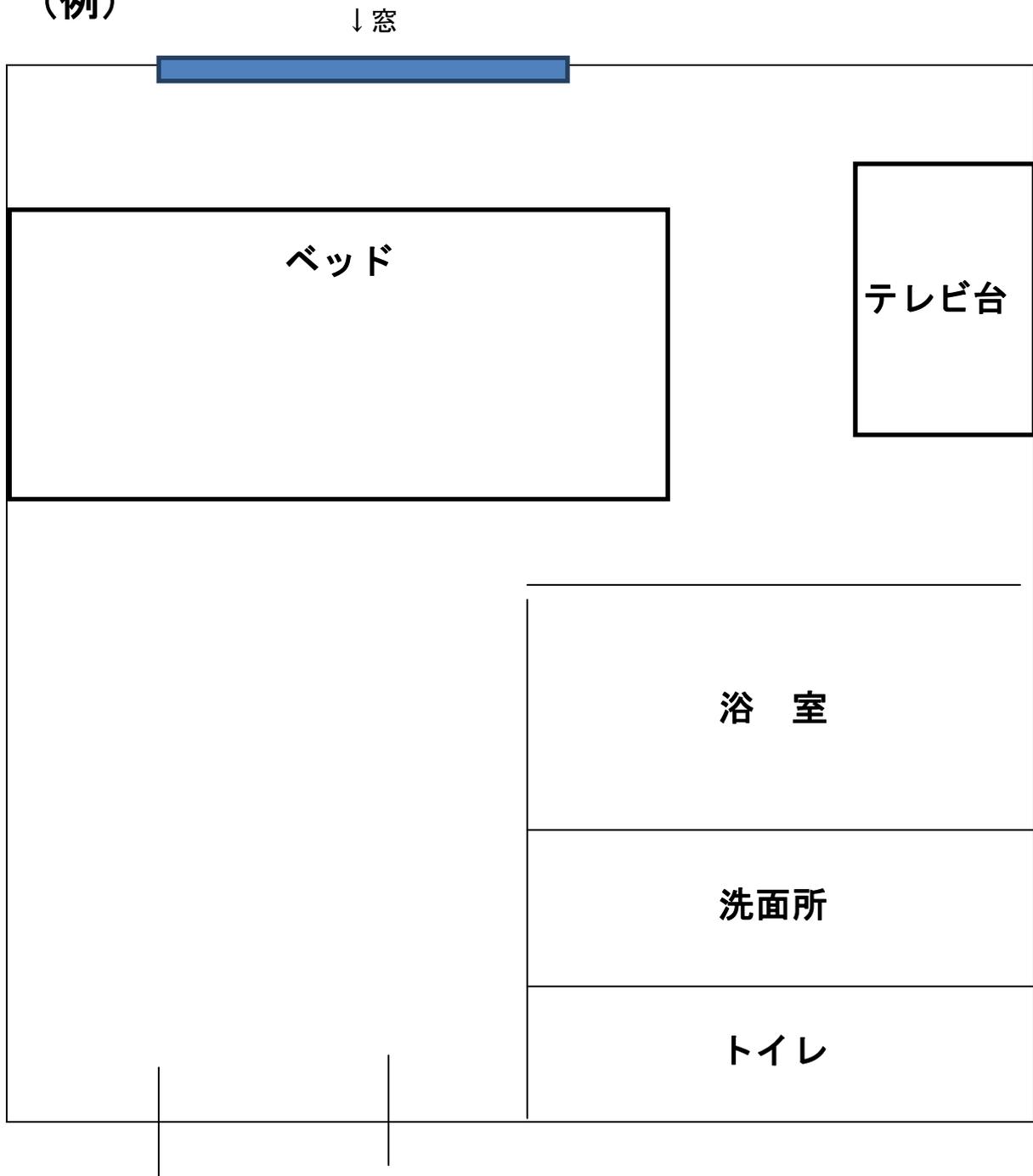
滞在施術業務従事届出書
施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※）の写し
施術者の免許証及び本人確認書類（運転免許証等※）原本 （保健所職員が確認後、返却します。）
施術場所の平面図

※本人確認書類の例

運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証、年金証書、雇用保険被保険者証など

施術場所の平面図の書き方

(例)



※鉄骨コンクリート造